

子どもの貧困対策に係る制度の充実に係る決議（案）

子どもたちが明るい未来を夢見て生きていくには、自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作ることが必要である。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右され、子どもたちの無限の可能性の芽が摘まれるようなことは決してあってはならない。

しかしながら、近年の都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等が相まって、経済的困窮などにより、様々な困難が生じたときに、家庭が必要な支援につながらず孤立しやすくなっている。そして、その家庭の子どもたちの中には、基本的な生活習慣、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもある。さらには、子どもたちの良好な学習環境の不足や、自己肯定感・自尊感情を十分に育めない環境など、生まれ育った家庭の状況に子どもたちの将来が左右されて、再び、経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が現実社会で生じている。

このような現実直面して、既に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）が成立・施行され、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）等を制定し、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

我々市区町村は、子どもの貧困対策は国との信頼・協力関係に基づき、着実に推進すべきものと認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、政府は、市区町村が子どもの貧困対策の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、貧困の連鎖を断ち切るべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 子どもの貧困対策の総合的な推進について

- 政府は、子どもの将来がその家庭の事情等に制約を受けることがないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策を更に総合的に推進すること。
- 子どもの貧困対策は、政府や自治体だけでなく、企業、NPO 等の法人などが、様々な立場から連携・協力して対策を講ずることが重要であり、政府は、企業、NPO 等の法人が積極的に子どもたちを応援できるよう、あらゆる場面において最大限の配慮を行うこと。
- 子どもの貧困対策は、継続的・長期的な取組が必須であるため、政府は、子どもの貧困対策に資する補助事業等について、当該補助事業等の期間延長や期間終了後における交付税措置など、自治体が地域の実態に応じた取組を中長期にわたって推進しやすい仕組みを検討すること。
- 子どもの貧困対策は、早い段階から支援を行うことが重要であるため、子どもが小さい時から予防的な支援につなげることができ、また、貧困の連

鎖を予防するために「気になる」子どもへの早期対応を行うことのできる体制の整備や仕組みを検討すること。

2. 平成 29 年度予算編成等について

- 現在の教育現場は貧困や不登校等の特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する中、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するための前提として、政府においては、これらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保を図ること。
- 家庭の経済的事情によらず、義務教育段階から学力や学習意欲を保障することは、貧困の連鎖を断ち切るために不可欠であることを踏まえ、特に貧困等の理由により学力低下がみられる学校については、重点的に教員が配置されるよう教職員定数の改善を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置など、指導・相談体制の充実を図ること。
- 子どもの無限の可能性の芽が摘まれるようなことのないよう、生活保護世帯のみならず、低所得世帯、多子世帯の子どもたちに対し、幼児教育から高等教育にわたる教育費負担軽減のための施策の充実を図ること。
- 経済的な理由を含む家庭事情等により、家庭等における学習機会が十分でない中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実を図るとともに、高校中退者等を対象とする学習相談・学習支援の充実を図ること。
- 経済面等で不利な環境にあっても高い学力を有している子どもの親は、読書、自然体験活動、子どもの生活習慣等に関して子どもへ積極的な働きかけを行っているという特徴が見られることから、困難を抱える親子の状況に応じた地域における読書活動や自然体験活動への支援、家庭教育支援などを進め、教育格差の解消への取組充実を図ること。
- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯等が増加する中、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ワンストップ相談窓口の推進、子どもの居場所づくりや学習の支援、親に対する養育費確保や資格取得の支援など、ひとり親家庭等の自立支援の充実・確保を図るとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、児童虐待防止対策等、子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進を着実に実施すること。
- 世代内の格差をこれ以上拡大させないよう、教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税制度について、受贈者が貧困の状況にある子どもの場合には直系尊属からの贈与に限らず、第三者からの贈与であっても非課税とすること。

以上決議する。

平成 28 年 月 日

子どもの未来を応援する首長連合
(子どもの貧困対策連合)